

都道占用工事にあたって

都道を占用する工事を行う場合、市を經由して東京都へ都道占用許可申請を行う必要があります。必要な資料を市に提出し、手続きを進めてください。

1) まず以下の点をご確認ください

- 都道占用工事は申請から許可まで最短でも1ヶ月前後の時間を要します。工事の規模や掘削場所の区域等によってはさらに時間がかかる場合もあるのでご注意ください。
- 工事場所が道路掘削禁止区域内だと解除申請が必要なため、申請から許可までより長く時間がかかります。必ず事前に道路管理者(南多摩東部建設事務所)に確認してください。
- 大規模工事になりますと道路工事調整対象に該当する場合があります。その場合は申請から許可まで最大で4ヶ月程度の期間がかかります。
- 復旧工事の際に道路掘削復旧工事監督事務費が発生します。工事完了後に請求いたしますのでご承知おきください。

2) 都道占用工事の流れ

①申請 市下水道課窓口に必要な資料を提出してください。市が申請書を作成し、提出します。

必要資料 全て4部(掘削禁止区域内の場合は7部)提出してください

- 掘削平面図 ●断面図 ●道路復旧構造図 ●道路占用手續委任書(これのみ1部)
- 掘削予定地の写真(なるべく4方向から撮影し、掘削範囲を赤線で囲ってください)

②許可 東京都の許可が下り次第ご連絡いたします。

③着手 着手予定日を市に連絡してください。市から着手届を提出します。

④施工 工事中は写真(仮復旧の工程も含む)を忘れずに撮影してください。

⑤仮復旧 本復旧は道路管理者の指導を受けてから行う必要があります。そのため仮復旧まで終わったら一旦その時点までの写真を市に提出してください。

⑥本復旧 指導に沿って本復旧を行います。道路管理者立会いのもと、現場で復旧範囲を指導する場合があります。

※工事写真の注意 工事写真は適正に工事が行われたことを道路管理者に証明するものです。特に復旧に関しては必ず面積・深さ・構造がわかるよう詳細に撮影してください。

⑦完了 工事写真を市へ提出してください。

⑧監督事務費支払い 後日市から納付書を郵送いたします。指定の金融機関でお納めください。

3) 道路掘削復旧工事監督事務費について

東京都職員が復旧工事を監督する際にかかる事務費です。掘削面積によって金額が変わりますので、詳細は「東京都道路占用規則による徴収単価」で確認してください。

(参考)監督事務費算出例 (平成25年7月1日単価表使用)

歩道舗装19型 A 昼間工事(㎡単価 990円) 復旧幅 1.5m 復旧延長 2.2m の場合

※復旧範囲はkd(影響幅)も含んだ面積で計算します

- ①面積計算 $1.5\text{m} \times 2.2\text{m} = 3.3\text{m}^2$ 小数点以下は切り捨てるため 3m^2 となります
- ②料金計算 $3\text{m}^2 \times 990\text{円} = 2,970\text{円}$ が監督事務費として請求されます。